

(答辯書第太號) 昭和二十二年七月十五日配付

内閣参甲第一〇号

昭和二十二年七月十四日

内閣總理大臣 片山 哲

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員中平常太郎君提出都市衛生法令制定に關する質問に対し別紙答弁書を送付する。

参議院議員中平常太郎君提出都市衛生法令制定に関する質問に対する答弁書

都市の非衛生的な環境が國民の保健衛生に多大なる惡影響を與えつたることは御説の通りであるので、從來から汚物掃除法、水道條例、下水道法、都市計画法等都市のための衛生法規が制定せられている次第である。而し乍らこれらの法律は、新情勢に應ずるため整備の要があるので一般衛生法規の改善整備とともに考究中である。従つて都市の衛生的機能發揮についても十分研究の上万全の措置を講じたいと考えてゐる。